平成30年9月
岡山東税務署

消費税軽減税率セミナーのご案内

開催日時等

開催日	時間	会場	説明事項	主催	後援
9月26日（水）	10:00～11:30 13:30～15:00	岡山商工会議所 1階会議室	・軽減税率制度 ・軽減税率対策補助金 ・インボイス制度	岡山東税務署 岡山西税務署 岡山商工会議所	岡山東 青色申告会 岡山西 青色申告会
11月14日（水）	9:30～11:30 13:30～15:30	岡山商工会議所	・決算説明会 ・軽減税率制度 ・軽減税率対策補助金 ・インボイス制度	岡山東税務署 岡山西税務署 岡山商工会議所	岡山東 青色申告会 岡山西 青色申告会
12月4日（火）	13:30～16:30 (16:00～16:30)	岡山商工会議所	【13:30～16:00】 ・購買意欲を高める売上アップセミナー 【16:00～16:30】 ・軽減税率制度 ・軽減税率対策補助金 ・インボイス制度	岡山商工会議所 岡山東税務署 岡山西税務署	

説明会会場：岡山商工会議所ビル1階

※　ご来場の際には、筆記用具を携行してください。

※　駐車場（有料）には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

お問合せ先	岡山東税務署　電話　(086) 225－3141 岡山商工会議所経営支援課　電話　(086) 232－2266

軽減税率制度の概要については裏面をご覧ください！

消費税の軽減税率制度が実施されます！

複数税率対応レジの導入・受発注システムの改修等をされた方

軽減税率制度の実施時期

⇒ 平成31年10月1日実施！

（消費税率引上げと同時）

軽減税率対策補助金の申請

⇒ 平成31年12月16日までに！

インボイス制度の導入に向けて

軽減税適格請求書発行事業者登録申請

⇒ 平成33年10月1日から！

■軽減税率制度の実施スケジュール

軽減税率制度は消費税率10%へ引上げに合わせて平成31年10月1日に実施されます。また複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成35年10月1日からは「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

平成31年10月1日　　平成35年10月1日

請求書等保存方式 → 区分記載請求書等保存方式 → 適格請求書等保存方式

※制度の導入に向けて補助金の申請や事業者登録もお忘れなく！

■軽減税率制度の概要

事業者の方は、消費税等の申告を行うために毎日の売上げ・仕入れを適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行っていただく必要があります。

標準税率10%

軽減税率8%

事業者は様々な対応が必要になります。

税率はどうなるの？ → 標準税率１０％（消費税率７．８　％、地方消費税率２．２　％）
軽減税率　８％（消費税率６．２４％、地方消費税率１．７６％）

軽減税率の対象品目は何？ → ○酒類・外食を除く飲食料品
○週２回以上発行される新（定期購読契約に基づくもの）

すべての事業者に影響があります！

軽減税率制度への対応には準備が必要です！

軽減税率制度の概要

適用開始日	現　行	平成31年10月1日（2019年）
消費税率（内訳:国+地方）	8.0%（6.3%+1.7%）	標準税率10.0%（7.8%+2.2%） 軽減税率8.0%（6.24%+1.76%）

軽減税率（8%）の対象品目は、
- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

POINT

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。
特に、飲食料品を取扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

（※）一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

事業者別の必要な対応例（判定フローチャート）

飲食料品の取扱い（販売）がある

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

●小売業・飲食業
- 区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

●卸売業・製造業
- 取引先に交付する請求書等様式の検討が必要です。
- システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

飲食料品の取扱い（販売）がない

仕入れや経費に軽減税率の対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

請求書等の記載と保存 ⇒ 2へ
※請求書等の変更や保存の必要性を確認しましょう！

請求書等の記載事項 ⇒ 3 4へ
※記載例から記載事項の追加する内容を検討しましょう！

レジの入替えやシステムの改修 ⇒ 5へ
※軽減税率対策補助金制度を確認しましょう！

※適用税率の判定は 1 をご確認ください。

6 「チェックリスト」で準備の確認

1 適用税率の判定イメージ

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき（取引時点）に判定します。

〈平成30年７月〉広島国税局

2 請求書等の記載と保存

平成31年(2019年)10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。

- 課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。⇒❸へ
- 免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。⇒❸へ
- 平成35年(2023年)10月からは、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書等保存方式)。⇒❹へ

仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等

3 区分経理による請求書等の記載事項

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)が必要です。

請求書

㈱○○ 御中　　××年 11月 2日

割り箸	550円
牛肉※❶	5,400円
⋮	⋮
合計	43,600円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円) ❷

※は軽減税率対象品目 ❶　　㈱△△

販売者

総勘定元帳(売上げ)　㈱△△

月	日	摘要	借方	貸方
11	2	㈱○○ 雑貨		22,000
11	2	㈱○○ 食料品※❶		21,600

※は軽減税率対象品目 ❶

販売先

総勘定元帳(仕入れ)　㈱○○ ❶

月	日	摘要	税区分	借方	貸方
11	2	㈱△△ 雑貨	10%	22,000	
11	2	㈱△△ 食料品	8%	21,600	

❶軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載し、「※は軽減税率対象品目」などと表示(帳簿は税区分欄を設け「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も可)
❷税率(10%、8%)ごとに区分して、合計した税込対価の額を記載

請求書等のその他の記載例

同一の請求書で税率ごとに区分して表示

請求書
軽減対象 8% ○円
標準対象 10% ○円
合計 ○円

税率ごとに請求書を分けて作成

請求書 8% 軽減対象

全てが軽減税率の対象となる取引の場合、請求書等に「全商品が軽減税率対象」等の記載が必要です。

請求書 10%

軽減税率の対象となる取引がない場合、現行の請求書等の記載事項と変わりありません。

税率ごとに区分して記帳、計算

4 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

適格請求書等保存方式までの施行スケジュールを確認し、具体的な準備を検討しましょう。

- 適格請求書等保存方式の下では、「帳簿」及び「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 適格請求書を交付できるのは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）のみです。
- 「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付は、平成33年（2021年）10月1日から開始されます。
- 適格請求書に記載する登録番号の構成は、以下のとおりです。

法人番号を有する課税事業者：**T+法人番号**、それ以外の課税事業者：**T+13桁の数字**

（現行）請求書等保存方式

帳簿の記載事項

総勘定元帳（仕入れ）　㈱○○

月	日	摘要	借方	貸方
11	2	㈱△△　雑貨	21,600	
11	2	㈱△△　食料品	21,600	

①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
②課税仕入れを行った年月日
③課税仕入れに係る内容
④課税仕入れに係る支払対価の額

請求書等の記載事項と交付義務

請　求　書

㈱○○　御中　　××年 11月 2日

割り箸	540円
牛　肉	5,400円
⋮	⋮
合　計	43,200円

㈱△△

①書類の作成者の氏名又は名称
②資産の譲渡等の年月日
③課税資産の譲渡等に係る内容
④課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書等の交付義務なし
※免税事業者も発行可

仕入税額控除の要件

帳簿及び請求書等の保存が要件
※免税事業者からの仕入税額控除可

（平成31年（2019年）10月～）区分記載請求書等保存方式

帳簿の記載事項

総勘定元帳（仕入れ）　㈱○○

月	日	摘要 ❶	税区分	借方	貸方
11	2	㈱△△　雑貨	10%	22,000	
11	2	㈱△△　食料品	8%	21,600	

現行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。

請求書等の記載事項と交付義務

請　求　書

㈱○○　御中　　××年 11月 2日

割り箸	550円
牛　肉※ ❶	5,400円
⋮	⋮
合　計	43,600円

（10%対象　22,000円）
（ 8%対象　21,600円）❷

※は軽減税率対象品目 ❶　㈱△△

現行の請求書等の記載事項に加え、以下の内容を記載します。

❶軽減対象資産の譲渡等である旨
❷税率ごとに合計した税込対価の額

仕入税額控除の要件

帳簿及び区分記載請求書等の保存が要件
※免税事業者からの仕入税額控除可

交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等も仕入税額控除可

（平成35年（2023年）10月～）適格請求書等保存方式

帳簿の記載事項

総勘定元帳（仕入れ）　㈱○○

月	日	摘要	税区分	借方	貸方
11	2	㈱△△　雑貨	10%	22,000	
11	2	㈱△△　食料品	8%	21,600	

区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。

請求書等の記載事項と交付義務

請　求　書

㈱○○　御中　　××年 11月 2日

割り箸	550円
牛　肉※	5,400円
⋮	⋮
合　計	43,600円

（10%対象 20,000円　消費税2,000円）
（ 8%対象 20,000円　消費税1,600円）❹

※は軽減税率対象品目　㈱△△

❸ 登録番号 T1234567890123

区分記載請求書等の記載事項に加え、以下の内容を記載します。

❸登録番号
❹税率ごとの消費税額及び適用税率

請求書等の交付義務あり
※免税事業者は発行不可

仕入税額控除の要件

帳簿及び適格請求書等の保存が要件
※免税事業者からの仕入税額控除不可

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置
2023年10月～2026年9月　80%控除可
2026年10月～2029年9月　50%控除可

5 レジの入替えやシステムの改修

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援措置を行っています。

A型　複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型　電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

- 軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、**「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ（www.kzt-hojo.jp）**をご覧ください。
- 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル ☎0570-081-222　【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

参考　～ 適格請求書等保存方式を見据えたシステム改修 ～

適格請求書として必要な記載事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされるため、適格請求書の発行に対応したシステムへの改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能です。

6 軽減税率制度に対応するためのチェックリスト

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となります。
次の項目を参考にご自身でご確認ください。

ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- □ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- □ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- □ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- □ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- □ 会計システム等の導入・改修・入替え
- □ 軽減税率制度に対応したレジの導入･改修及び受発注システムの改修･入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- □ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- □ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- □ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- □ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- □ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- □ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- □ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- □ 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- □ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

準備スケジュールのイメージ例

①制度の確認 → ②準備の開始（対応すべき事務の抽出） → ③税率区分の確認 → ④業務手順の見直し等 → ⑤本格的な準備（値札、価格表示） → 軽減税率制度実施

レジ・受発注システム等の導入

①補助金制度の確認 → ②-1 導入等の検討 → ②-2 メーカー等に問合せ → ②-3 補助金の申請対象か判定 → ②-4 補助金交付の申請（代理申請も可） → ④レジ等の導入等 → ⑤商品登録 → 軽減税率制度実施

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
  専用ダイヤル ☎0570-030-456 【受付時間】9：00 ～ 17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、**国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）**内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

軽減税率制度に関する情報は、以下のキーワードで検索！

国税庁 軽減税率 又は 広島国税局 軽減税率 検索

最新の軽減税率制度説明会の開催日程については、こちらのＱＲコードから